財政公表

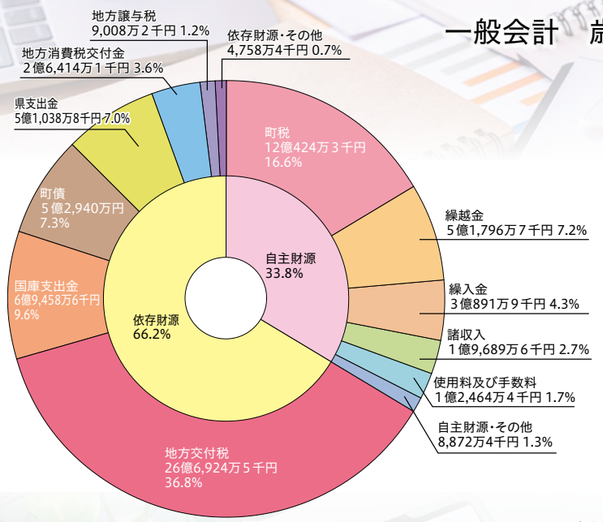
小野町議会定例会９月会議で認定された令和７年度の決算状況と令和８年度上半期の予算執行状況についてお知らせします。

令和７年度一般会計決算

一般会計の決算は、歳入が72億４,681万９千円、歳出が68億８,475万３千円で、翌年度に繰り越す財源2,692万５千円を差し引いた実質収支は３億3,514万１千円となりました。

令和７年度は、町の各種計画に基づいて実施した事業のほか、新庁舎整備事業として基本・実施設計業務や造成工事をはじめ周辺道路の整備として美売・坪毛線の整備を実施しました。また物価高騰に対応した各種給付金や小桜ちゃん商品券の支給事業、町の防災力強化のため災害時に活用する各種備品や非常用電源の役割を担う車両の購入などを行いました。

一般会計　歳入72億4,681万９千円



【歳　　入】

◇自主財源・その他

分担金及び負担金(2,172万７千円)、寄附金(1,836万円)、財産収入(4,863万7千円)

◇依存財源・その他

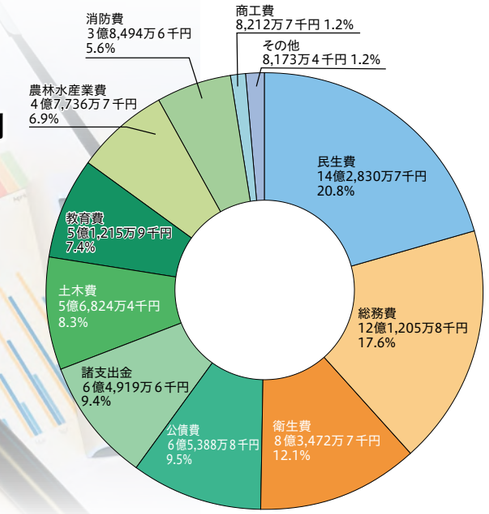
法人事業税交付金(2,078万９千円)、地方特例交付金(427万５千円)、自動車税環境性能割交付金(545万２千円)、株式等譲渡所得割交付金(890万８千円)、配当割交付金(578万６千円)、交通安全対策特別交付金(54万７千円)、利子割交付金(182万７千円)

一般会計　歳出68億8,475万３千円

【歳　　出】

◇その他

議会費(8,046万3千円)、労働費(121万1千円)、災害復旧費(6万円)



■**町民１人当たりの町税の負担**

（単位：円）

町　民　税	51,552
固定資産税	80,750
軽自動車税	5,076
町たばこ税	10,472
入　湯　税	1
計	**147,851**

■**町民１人当たりの歳出内訳**
（令和８年３月31日現在　8,145人）

（単位：円）

議 会 費	9,879	土 木 費	69,766
総 務 費	148,810	消 防 費	47,262
民 生 費	175,360	教 育 費	62,880
衛 生 費	102,483	災害復旧費	7
労 働 費	149	公 債 費	80,281
農林水産業費	58,609	諸支出金	79,705
商 工 費	10,083	計	**845,274**

■**令和７年度に取り組んだ主な事業**

（単位：千円）

事　業　名	事業費
新庁舎整備事業(繰越分を含む) ※新庁舎建築基本・実施設計業務委託、小野町交流・定住支援館解体工事、造成工事など	346,885
美売・坪毛線道路新設工事(１工区・２工区)	200,869
ふくしま森林再生事業(繰越明許費含む)	136,872
地域防災緊急整備事業(繰越事業)　※災害時非常用電源車および避難者支援用備品(冷風機・ヒーター、簡易パーテーションなど)	61,644
自治体システム標準化作業業務委託(繰越分を含む)	60,115
坂東内橋橋梁修繕工事	42,900
小桜ちゃん応援商品券支給事業(繰越事業)	36,480
風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業補助金	33,538
高山団地１号棟外壁・共用配管改修工事	32,579
低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付分) 事業	32,038
物価高騰対応子育て応援手当支給事業	21,052
林業専用道袖山田尻線新設工事	19,621
右支夏井川改修工事負担金	16,000
街なか道路整備工事　※中通・平舘１号線、中通・仲町地内生活道路など	14,362
林業専用道早渡大平線舗装工事	13,853
小桜ちゃんプレミアム付商品券発行事業	11,942



役場新庁舎建設イメージ

財産の状況

町は行政執行のために必要な土地・建物・物品・債券などの財産を所有していますが、その取得・管理および処分については、条例や規則に基づき適切な事務執行に努めています。

■**財産の状況(令和７年度末)**

区　分	数量・金額
土　　地	3,302,487㎡
建　　物	67,372㎡
立　　木	453,320㎥
車　　両	48台
有価証券など	1,200千円
出資による権利	344,056千円
基金(現金)	4,691,808千円
基金(動産)	5頭

■**町債および一時借入金の状況(令和７年度末)**

（単位：千円）

区　分	金　額
町債(借金)	5,083,049
一時借入金	0
町民一人当たりの町債(借金)	624

町債とは？

町債とは、町が大きな事業をするために借り入れるお金です。

令和7年度は、小野町過疎地域持続的発展計画に基づく事業に必要な財源として過疎地域過疎対策事業(3億3,290万円)、防災・減災対策事業に必要な財源として、緊急防災・減災事業債(8,480万円)、主に道路などの公共事業に必要な財源として、公共事業等債(1億570万円)などの借入を行いました。

健全化判断比率および資金不足比率の公表

健全化判断比率、資金不足比率とも国の基準を下回り、財政状況は健全であるという結果が出ました。

■健全化判断比率

項　目	説　明	小野町（%）	早期健全化基準（%）	財政再生基準（%）
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する割合です	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	全会計の実質的な赤字の標準財政規模に対する割合です	—	20.0	30.0
③実質公債費比率	一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する割合です	5.5	25.0	35.0
④将来負担比率	地方債の残高をはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です	—	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「—」で表示しています。
※将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回るため「—」で表示しています。

早期健全化基準

財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政健全化が求められます。

財政再生基準

自治体財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政再生団体として、国などの管理下で計画的に財政の健全化が図られます。

■資金不足比率

項　目	説　明	小野町（%）	経営健全化基準（%）
水道事業会計	公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合です	—	20.0
浄化槽整備推進事業特別会計		—	20.0

※資金不足額がないため「—」で表示しています。

経営健全化基準

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和７年度特別会計・企業会計決算

■特別会計・企業会計決算

（単位：千円）

会　計	収入済額	支出済額	差引	
国民健康保険特別会計	1,071,714	1,014,797	56,917	
後期高齢者医療特別会計	151,446	151,164	282	
介護保険特別会計	1,500,325	1,276,020	224,305	
文化・体育振興基金特別会計	2,750	2,598	152	
浄化槽整備事業会計（収益的）※1	45,852	52,315	▲6,463	
〃　（資本的）	28,595	31,941	▲3,346	※2
水道事業会計（収益的収支）	164,605	145,184	19,421	
〃　（資本的収支）	61,717	114,307	▲52,590	※2

※１　浄化槽整備事業特別会計は令和７年度（４月１日）から公営企業会計への移行に伴い企業会計としての決算を記載しています。
※２　浄化槽整備事業会計（資本的収支）及び水道事業会計（資本的収支）の不足する額は、損益勘定留保資金（※３）などで補てんしています。
※３　収益的収支の費用のうち現金の支出を必要としない費用（減価償却費など）を留保資金として資本的収支の財源に充てるものです。

令和８年度上半期の財政状況

令和８年度当初予算の状況については、広報「おのいろ」４月号でお知らせしましたが、その後の補正の状況と上半期（４月１日から９月30日まで）における支出の状況についてお知らせします。

■一般会計歳入

（単位：千円）

区　分	当初予算額	補正予算額（９月まで）	予算額計	繰越事業費繰越財源充当額	累計	９月末現在収入済額	収入率（%）
1 町税	1,185,418	16,760	1,202,178	0	1,202,178	687,297	57.2
2 地方譲与税	89,800	0	89,800	0	89,800	30,827	34.3
3 利子割交付金	2,400	0	2,400	0	2,400	0	0.0
4 配当割交付金	11,200	0	11,200	0	11,200	861	7.7
5 株式等譲渡所得割交付金	4,300	0	4,300	0	4,300	0	0.0
6 法人事業税交付金	20,200	0	20,200	0	20,200	12,664	62.7
7 地方消費税交付金	220,800	0	220,800	0	220,800	160,095	72.5
8 自動車税環境性能割交付金	1	0	1	0	1	0	0.0
9 地方特例交付金	10,200	0	10,200	0	10,200	13,681	134.1
10 地方交付税	2,572,795	0	2,572,795	0	2,572,795	1,770,765	68.8
11 交通安全対策特別交付金	542	0	542	0	542	265	48.9
12 分担金及び負担金	12,346	0	12,346	0	12,346	454	3.7
13 使用料及び手数料	125,121	60	125,181	0	125,181	56,284	45.0
14 国庫支出金	518,425	30,171	548,596	175,069	723,665	271,920	37.6
15 県支出金	414,363	5,339	419,702	326	420,028	33,482	8.0
16 財産収入	33,743	0	33,743	0	33,743	25,905	76.8
17 寄附金	21,003	299	21,302	0	21,302	2,553	12.0
18 繰入金	719,427	25,252	744,679	0	744,679	0	0.0
19 繰越金	100,000	235,140	335,140	26,925	362,065	362,065	100.0
20 諸収入	40,716	53,082	93,798	0	93,798	6,870	7.3
21 町債	853,200	▲245,100	608,100	73,000	681,100	10,500	1.5
歳入合計	6,956,000	121,003	7,077,003	275,320	7,352,323	3,446,488	46.9

■一般会計歳出

（単位：千円）

区　分	当初予算額	補正予算額（９月まで）	予算額計	繰越事業費繰越額	予備費支出および流用増減	累計	９月末現在支出済額	支出率（%）
1 議会費	82,570	915	83,485	0	0	83,485	42,895	51.4
2 総務費	1,974,436	3,678	1,978,114	44,377	0	2,022,491	303,405	15.0
3 民生費	1,464,815	39,804	1,504,619	0	0	1,504,619	441,441	29.3
4 衛生費	694,184	▲7,785	686,399	0	0	686,399	249,915	36.4
5 労働費	1,295	0	1,295	0	0	1,295	180	13.9
6 農林水産業費	341,404	▲1,884	339,520	0	0	339,520	112,602	33.2
7 商工費	53,262	700	53,962	106,326	0	160,288	145,843	91.0
8 土木費	460,925	27,115	488,040	96,000	0	584,040	175,545	30.1
9 消防費	339,753	26,990	366,743	28,617	0	395,360	210,081	53.1
10 教育費	803,624	▲180,525	623,099	0	0	623,099	240,834	38.7
11 災害復旧費	136	0	136	0	0	136	28	20.6
12 公債費	648,775	0	648,775	0	0	648,775	329,581	50.8
13 諸支出金	60,821	211,995	272,816	0	0	272,816	26	0.0
14 予備費	30,000	0	30,000	0	0	30,000	0	0.0
歳出合計	6,956,000	121,003	7,077,003	275,320	0	7,352,323	2,252,376	30.6

■特別会計

（単位：千円）

区　分	当初予算額	補正予算額（９月まで）	繰越事業繰越額	累計	歳入		歳出	
					９月末現在収入済額	収入率（%）	９月末現在支出済額	支出率（%）
国民健康保険特別会計	1,067,217	10,906	0	1,078,123	443,843	41.2	451,901	41.9
後期高齢者医療特別会計	155,583	350	0	155,933	54,881	35.2	56,227	36.1
介護保険特別会計	1,391,871	156,810	0	1,548,681	843,653	54.5	576,465	37.2

※文化・体育振興基金特別会計は令和７年度で廃止とし関連経費は一般会計に計上しています。

■浄化槽整備事業会計

（単位：千円）

区　分	当初予算額	補正予算額（９月まで）	累計	歳入		歳出	
				９月末現在収入済額	収入率（%）	９月末現在支出済額	支出率（%）
収益的収入	48,630	255	48,885	14,675	30.0		
収益的支出	56,710	258	56,968			8,403	14.8
資本的収入	40,187	0	40,187	7,692	19.1		
資本的支出	41,344	0	41,344			4,164	10.1

■水道事業会計

（単位：千円）

区　分	当初予算額	補正予算額（９月まで）	累計	歳入		歳出	
				９月末現在収入済額	収入率（%）	９月末現在支出済額	支出率（%）
収益的収入	165,920	▲63	165,857	48,570	29.3		
収益的支出	155,201	▲63	155,138			24,555	15.8
資本的収入	66,394	0	66,394	0	0		
資本的支出	128,495	0	128,495			40,943	31.9

令和７年度
人事行政の運営などの状況

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運営などの状況についてお知らせします。

■人件費の状況（令和7年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（令和８年１月１日現在）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	【参考】令和6年度の人件費率
8,614人	6,887,211千円	335,293千円	981,057千円	14.2%	15.7%

※人件費には、議会議員やその他の非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与および退職手当組合負担金などが含まれます。

■職員給与費の状況（令和７年度普通会計決算）

職員数（A）	給与費				1人当たりの給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤務手当	計（B）	
90人	342,760千円	72,823千円	145,521千円	561,104千円	6,234千円

■会計年度任用職員給与費の状況（令和７年度普通会計決算）

職員数（A）	給与費				1人当たりの給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤務手当	計（B）	
13人	29,129千円	1,031千円	7,641千円	37,801千円	2,908千円

※職員手当には退職手当は含まれません。
※職員数は令和７年４月１日現在の人数です。（会計年度任用職員はフルタイムのみ）

■ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

区　分	令和４年	令和７年
小野町	96.8	97.7
類似団体平均	96.3	96.4
全国町村平均	96.3	96.7

ラスパイレス指数

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体の指数を単純平均したものです。

■職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小野町	41.9歳	319,675円	398,594円	48.0歳	305,150円	386,822円
福島県	42.3歳	329,304円	420,139円	53.7歳	309,925円	366,087円
国	41.9歳	332,237円	414,480円	51.3歳	294,567円	337,907円

※平均給料月額とは、令和７年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものです。

■職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区分	一般行政職		技能労務職
	大学卒	高校卒	高校卒
小野町	236,700円	204,000円	189,900円
福島県	242,500円	210,600円	209,600円

■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
経験年数10年	―	253,150円
経験年数20年	―	―
経験年数30年	―	―

※― 該当者なし

■主な手当の種類とその内容（令和７年４月１日現在）

区　分	内　容	
期末手当 勤勉手当 （一般職）	期末手当 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり	６月期：　1.25月 12月期：1.275月
	勤勉手当 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり	６月期：　1.05月 12月期：1.075月
扶養手当	配偶者	１人3,000円
	扶養親族（子以外）	１人6,500円
	扶養親族（子）	１人11,500円
	扶養親族のうち16歳から22歳までの子	１人5,000円加算
時間外手当	令和７年度一般会計職員１人当たり	357,225円
住居手当	借家・借間	28,000円上限
通勤手当	公共交通機関利用者	64,000円までは全額。64,000円を超えた場合、その超えた額の２分の１の額を64,000円に加えた額
	自家用車等利用者（通勤距離２km以上）	通勤距離に応じ3,000円～70,600円
寒冷地手当	毎年11月から翌年３月までの各月の初日において町内に在職する職員に支給	
	世帯主（扶養あり）	19,800円
	世帯主（扶養なし）	11,400円
	その他	8,200円

■職員の分限処分と懲戒処分の状況

分限処分　０件　　懲戒処分　1件

■職員の服務の状況

服務義務違反および営利企業等従事違反　０件

■職員研修の状況

・ふくしま自治研修センター　11講座延べ26人
・東北自治研修　中堅職員研修１人
・全国町村会研修　地域農政未来塾１人
・北海道東川町実務研修　１人

■職員の人事評価の概要

平成28年11月から人事評価制度を導入し、人事管理に活用しています。客観的かつ公平に評価することにより、職員の能力や適性に応じた人事配置や昇給に反映させるとともに、評価に基づく適切な指導、助言などにより職員の人事育成を図っています。

■特別職の報酬などの状況（令和７年４月１日現在）

区　分		給料（報酬）月額
給料	町　長	790,000円
	副町長	632,000円
	教育長	596,000円
報酬	議　長	307,000円
	副議長	245,000円
	議　員	225,000円
期末手当	町　長	（令和７年度支給割合）3.5月分
	副町長 教育長	（令和７年度支給割合）3.5月分
	議　長 副議長 議　員	（令和７年度支給割合）3.5月分

■年次休暇の状況（令和７年１月１日～12月31日）

総付与日数	総取得日数	平均取得日数	取得率
3,755日	698.6日	7.0日	18.6%

■休暇制度（令和７年４月１日現在）

区　分	内　容	
年次有給休暇	１年ごとに20日とし、最大20日の使用残日数を繰り越すことができる。	
病気休暇	負傷または疾病のため療養を要する場合	最小限必要と認められる期間
特別休暇（主なもの）	産前８週間以内および産後８週間以内の期間	
	小学校就学前の子を看護する場合	１年に５日以内（２人以上の場合10日以内）
	忌引のため勤務しないことが相当である場合	続柄により10日以内
	夏季における家庭生活の充実などの場合	５日以内
	ボランティア活動を行う場合	５日以内
	骨髄移植に係る登録・提供を行う場合	必要な期間
	公民権を行使する場合	必要と認められる期間
介護休暇	近親者の介護をする場合	６月以内

代用門松の配布を終了します

これまで、印刷した代用門松を各家庭に配布していましたが、生活様式の変化により必要性が薄らいできたことから、令和9年お正月用から代用門松を配布しないこととしましたので、ご理解をいただきますようお知らせします。

問 総務課
☎72-2111

未登記家屋の所有者が変わった場合は

「未登記家屋」とは、法務局に登記をされていない家屋（建物）をいいます。

登記されている家屋は、所有権移転登記をすると、法務局から町へ通知があるため、税務課で所有者を変更しますが、未登記家屋の所有者は、法務局では把握できないため、役場に申し出をしていただかないと所有者の変更ができません。

未登記家屋を相続、売買、贈与などにより取得し、所有者が変更になった場合は、税務課まで「固定資産に係る申出書」の提出をお願いします。所有者を変更した日から賦課期日（1月1日）までに申出書を提出していただければ翌年度から新所有者に固定資産税が課税されますが、賦課期日を過ぎて提出した場合は、提出日の翌々年度から新所有者へ課税されます。

申出書が提出されないと、証明書の発行に不一致が生じることや、将来、相続関係が複雑になるにつれて、真の所有者への訂正が困難になるなどのおそれがあります。

特に登記されている家屋と未登記家屋が混在している場合には、確認のうえ、忘れずに申出書を提出してください。

問 税務課
☎72-6932

「虐待かも…」と思ったら迷わず相談を

児童虐待によって子どもの命が奪われる重大な事件が後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、児童虐待防止のための啓発活動を集中的に実施しています。児童虐待を発見した場合や虐待かもしれないと疑いを持ったときは相談（通告）してください。相談者の秘密は守られます。

【児童虐待とは】

○身体的虐待
殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど

○性的虐待
子どもへの性行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

○ネグレクト
食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気にかかっても病院に連れて行かないなど

○心理的虐待
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など

【虐待が疑われるとき】

・親がいると怯えた様子を見せる
・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる
・身体に不自然な傷がある
・衣服や身体がいつも汚れている
・日常的に小さな子どもを置いたまま外出しているなど

【相談窓口】

・児童相談所共通ダイヤル
189（いちはやく）
（年中無休・24時間対応）
・県中児童相談所
☎024-935-0611
（平日午前8時30分から午後5時15分　土日祝日を除く）
・子育て支援課
☎72-2212
（平日午前8時30分から午後5時15分　土日祝日を除く）

個人事業税の納期（第2期）のお知らせ

個人事業税は、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度第2期分の納期限は11月30日㈰です。

県中地方振興局県税部から送付される納付書により納めてください。

また納付には専用のQRコードをスマートフォンで読み取る電子納付が大変便利です。

問 福島県県中地方振興局県税部
課税第一課　事業税チーム
☎024-935-1251

C型肝炎特別措置法に基づく給付金制度について

過去（昭和39年から平成6年頃）に、出血をともなう出産や手術を経験した方は、止血剤として特定の製剤を使用されたことにより、C型肝炎ウイルスに感染した可能性があります。C型肝炎の早期発見・早期治療と給付金の支援を行うため本人、家族による治療歴などを確認し、必要な相談や給付金の手続きを行ってください。給付金を請求するための提訴期限は令和10年1月17日までです。

止血剤の製剤や給付金に関する相談・お問い合わせ
☎0120-509-002
受付時間
午前9時30分から午後6時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

詳しくはこちらのウェブサイトをご覧ください。

C型肝炎給付金制度について

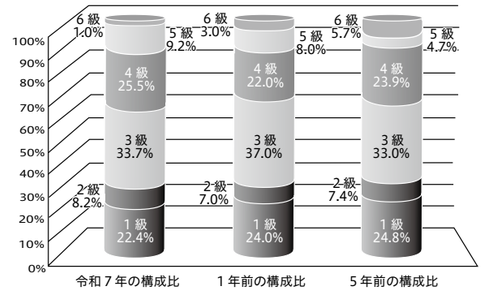
■部門別職員数の状況（各年4月１日現在）

部門	区分	職員数（人） 令和6年	令和7年	対前年増減数（人）
一般行政	議　会	2	2	0
	総務企画	27	28	1
	税　務	6	7	1
	民　生	19	16	▲3
	衛　生	9	7	▲2
	労　働	0	0	0
	農林水産	6	6	0
	商　工	2	2	0
	土　木	11	11	0
	小　計	82	79	▲3
特別行政	教　育	11	11	0
	小　計	11	11	0
公営企業等会計	水　道	2	2	0
	その他	8	8	0
	小　計	10	10	0
合　計		103	100	▲3

■一般行政職の級別職員数の状況
（令和７年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）
6級	参　事	1	1.0
5級	課　長	9	9.2
4級	主幹・副課長	25	25.5
3級	副主幹・主任主査	33	33.7
2級	主　査	8	8.2
1級	主　事	22	22.4

※町の給与条例に基づく給与表（行政職）の級区分による職員数で、技能労務職を除く職員数です。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

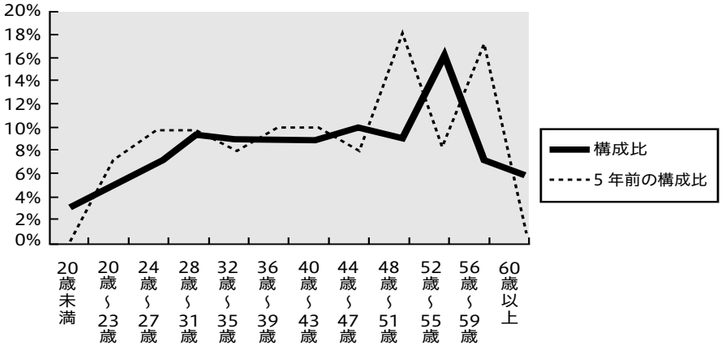


■年齢別職員構成の状況
（令和７年４月１日現在）

区　分	職員数（人）
20歳未満	3
20歳～23歳	5
24歳～27歳	8
28歳～31歳	9
32歳～35歳	9
36歳～39歳	9
40歳～43歳	9
44歳～47歳	10
48歳～51歳	9
52歳～55歳	16
56歳～59歳	7
60歳以上	6
合　計	100

■職員数の推移　（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
普通会計	一般行政	83	82	75	80	82	79
	教　育	15	14	12	12	11	11
	小　計	98	96	87	92	93	90
公営企業等会計計		9	9	10	10	10	10
合　計		107	105	97	102	103	100



■会計年度任用職員の人数と初任給
（令和７年４月１日現在）

区　分	人数	主な職種・初任給	
フルタイム	16人	一般事務補助	199,400円
		看護師	222,100円
		介護認定調査員	222,100円
		指導主事	259,700円